



自転車をお乗りになる方へ

ケガ・ケガの保険

交通傷害型

きょうと自転車ほけんプラン



自転車事故によるケガ、賠償事故の一例

自転車走行中、路肩に乗り上げる際に転倒・・・



自転車で走行中、道路から自転車通行許可の歩道に乗り上げる際、路肩でバランスを崩し転倒してしまい、腰椎を骨折してしまいました。

入院:27日
通院:1日
後遺障害等級第11級認定

(注)引受保険会社傷害保険契約の事故事例より

通勤・通学、買い物など、お出かけになにかと便利な自転車。でも、自転車の運転は危険ととなり合わせ。実際に事故に遭うと大変です。

自転車に乗っていて人と衝突してしまった・・・



男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

〈神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決〉
判決認容額※:9,521万円

(注)一般社団法人 日本損害保険協会発行
「知っていますか?自転車の事故の実態と備え」より



※判決認容額とは、上記裁判例における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判例後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

きょうと自転車ほけんプラン
なら

補償の概要

交通事故による「ケガ」を補償!

自転車事故をはじめ、国内外を問わず、交通事故による「ケガ」を補償します。

- 「ケガ」により、お亡くなりになったり、約款所定の後遺障害が発生した場合に補償します(死亡・後遺障害保険金)。(A・Bパターンのみ)
- 「ケガ」により、医師の治療のために入院した場合に補償します(入院保険金)。日帰り入院から保険金をお受け取りいただけます。

【保険金お支払例(契約パターンBの場合)】

事故の内容:自転車運転中に転倒し腰椎を骨折した。
(入院治療27日・後遺障害等級第11級認定)
保険金:5,000円×27日=135,000円(入院保険金)
5,000,000円×15%=750,000円(後遺障害保険金)

損害賠償責任や法律相談費用も補償!

- 自転車事故など偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します(個人賠償責任危険保険金)。また、日本国内において発生した事故に限り、示談交渉サービスのご利用が可能です。
- 日本国内の事故によるケガなどの被害について、損害賠償請求を弁護士に委任した場合の費用(弁護士費用等保険金)や弁護士に法律相談を行った時の費用(法律相談費用保険金)を補償します。(Aパターンのみ)

(注)詳細は、裏面「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ご契約プランと保険料

■補償項目(保険金額)

保険期間:1年

契約パターン		A	B	C	
補償項目 (保険金額)	死亡・後遺障害	700万円	500万円	-	
	入院保険金日額	7,000円	5,000円	1,000円	
	手術保険金	入院中に受けた手術:入院保険金日額の10倍 上記以外の手術:入院保険金日額の5倍			
	個人賠償責任(免責金額:0円)	1億円			
	弁護士費用等	300万円	-	-	
	法律相談費用	5万円	-	-	
保険料	本人型	契約パターン	A1	B1	C1
		一時払	9,540円	4,720円	1,180円
	夫婦型 (本人+配偶者)	契約パターン	A2	B2	-
		一時払	12,550円	6,870円	-
家族型 (本人+配偶者+親族)	契約パターン	A3	B3	-	
	一時払	17,660円	10,520円	-	

(注)「死亡・後遺障害保険金額」「入院保険金日額」は本人・配偶者・親族とも同じ保険金額となります。
(注)入院保険金支払限度日数:180日/支払対象期間:180日
(注)始期日時時点で満10才未満の方がご加入いただけます。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1. 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

(注1) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
 (注2) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 (A・Bパターン)	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	① 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者（本人型のみ）、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
後遺障害保険金 (A・Bパターン)	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%) (注) 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院保険金日額 × 入院日数 (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 (注) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。	

※1 テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。
 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

2. セットされる特約とその概要

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
 (注) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

特約の名称	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約 (賠償事故解決用) ※3	■個人賠償責任危険保険金 被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ① 被保険者本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 日常生活に起因する偶然な事故 (注) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。 日本国内において発生した事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、引受保険会社による示談交渉はできません。	① 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など ② 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族※5に対する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など
弁護士費用等補償特約 ※3 (Aパターン)	■弁護士費用等保険金 日本国内において偶然な事故により被保険者に次の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその損害賠償請求を弁護士に委任した場合に、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合 ① 被保険者が被った身体のケガ ② 被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊 ■法律相談費用保険金 日本国内において偶然な事故により被保険者に次の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその法律相談を弁護士に行った場合に、その法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合 ① 被保険者が被った身体のケガ ② 被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊	次のいずれかによって発生した被害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者相互間の事故 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 など

※3 この特約における被保険者の範囲は、本人型、夫婦型、家族型にかかわらず次のとおりです。
 ・本人 ・本人の配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
 (注) 個人賠償責任危険補償特約 (賠償事故解決用) において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
 ※4 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※5 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

- この(きょうと自転車ほけんプラン)チラシは「タフ・ケガの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・ケガの保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて引受保険会社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。
- 「タフ・ケガの保険」はパーソナル総合傷害保険のペットネームです。
- 取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
 (カスタマーセンター) TEL: 0120-101-101 (無料)
 電話受付時間 平日: 9:00~19:00 土・日・祝日: 9:00~17:00
 (年末年始は休業させていただきます)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp>

(2020年3月承認) B19 - 151396